

一般社団法人粉体粉末冶金協会 定款

昭和 33 年 5 月	任意団体として成立
昭和 35 年 4 月 12 日	文 部 大 臣 認 可
平成 25 年 3 月 21 日	内閣総理大臣認可
平成 25 年 4 月 1 日	一般社団法人登記

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人粉体粉末冶金協会（英文名：Japan Society of Powder and Powder Metallurgy, 略称 JSPM）という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を京都市左京区におく。

第 2 章 目的および事業

(目的)

第 3 条 この法人は、粉体・粉末冶金に関する研究の連絡提携および促進をはかり、もって学術の発達および技術の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 粉体・粉末冶金に関する研究発表会、学術講演会、講習会、展示会および見学会等の開催
- (2) 粉体・粉末冶金に関する研究および調査
- (3) 粉体・粉末冶金に関する技術の試験研究
- (4) 内外の学術関係団体との連絡および提携
- (5) 学会誌および学術図書の刊行
- (6) 粉体・粉末冶金に関する優秀な研究の奨励および研究業績の表彰
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の各事業は日本全国及び海外で行う。

第 3 章 会 員

(種別)

第 5 条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生
- (3) 特別会員 この法人の事業を後援する団体
- (4) 維持会員 この法人の事業維持を特に後援する団体
- (5) 名誉会員 粉体・粉末冶金に関する学術の発達に功績のあったもので社員総会の決議をもって推薦するもの

(入会)

第 6 条 会員になろうとするものは、理事会において別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

但し、名誉会員に推薦されたものは、入会の手続を要せず本人の受諾をもって会員となる。

(会費)

第 7 条 会員は、社員総会において定める会費を納めなければならない。ただし、名誉会員は、会費を納めることを要しない。

2. 既納金は、いかなる事由があっても返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

但し、未納の会費があったときはこれを支払わなければならない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の細則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が前2条の場合の他、次のいずれかに該当するに至ったときは会員資格を喪失する。

- (1) 会費を1年以上滞納したとき。
- (2) 当該会員が死亡または解散もしくは破産したとき。

第4章 代議員たる社員

(代議員たる社員の選出・任期)

第11条 この法人の社員は、概ね正会員20名の中から1名の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

2. 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行なう。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
3. 代議員は正会員の中から選ばれることを要し、正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
4. 第2項の代議員選挙は、2年に1度行うこととし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。
5. 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
6. 代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（「法人法」第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任ならびに定款変更についての議決権を有しないこととする）。
7. 代議員が第10条により正会員の資格を喪失したときには、代議員たる社員としての地位も失う。

(代議員の補欠)

第12条 代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

2. 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨。
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名。
 - (3) 同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位。
3. 第1項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、補欠の代議員選任後最初に実施される前条第2項の代議員選挙終了の時までとする。

(代議員の解任)

第13条 代議員が次のいずれかに該当するに至った時は、社員総会の決議により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められる時。
- (2) その職務の執行が定款その他規則に著しく違反し、またはその職務を怠った時。
- (3) その他代議員として相応しくない行為があると認められる時。

(権利)

第 14 条 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利 (定款の閲覧等)
- (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利 (社員名簿の閲覧等)
- (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利 (社員総会の議事録の閲覧等)
- (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利 (社員の代理権証明書等の閲覧等)
- (5) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利
(電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
- (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利 (計算書類等の閲覧等)
- (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利 (清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利 (合併契約等の閲覧等)
- (9) 正会員は、上記会員の権利の他、社員総会に出席して意見を述べることができる。

(報酬)

第 15 条 代議員の報酬は無報酬とする。

第 5 章 社員総会

(構成)

第 16 条 社員総会は全ての代議員たる社員をもって構成する。

(権限)

第 17 条 社員総会は次の事項について決議する。

- (1) 代議員たる社員の除名
- (2) 役員の選任及び解任
- (3) 役員の報酬の額の決定又はその規程
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 会員の入会基準及び会費の額
- (6) 会員の除名
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の帰属
- (9) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第 18 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する他、必要がある場合に開催する。なお、社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(招集)

第 19 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総社員の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の目的を示して社員総会の招集を請求することができる。
3. 会長は、前項の規定による請求があったときは、4 週間以内に社員総会を招集しなければならない。
4. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開催日の 2 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 20 条 社員総会の議長は代表理事たる会長がこれに当たる。

(議決権)

第 21 条 社員総会における議決権は、代議員たる社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 22 条 社員総会の決議は、総社員数の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行なう。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2以上の多数をもって行なう。

- (1) 代議員たる社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の帰属
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使、書面による行使等)

第23条 この法人の社員総会決議については、会議に出席できない社員は、法人法、その他法令に従い、以下の方法が行えるものとする。

- (1) 当該社員総会に限り代理人を通じて議決権の行使。
- (2) 社員総会目的事項に応じて予め準備された、議決権行使書面による議決権の行使。
- (3) 当法人及び代議員相互に予め承諾がある場合において行い、電磁的方法による議決権の行使。

2. 前項において行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第24条 理事または代議員が社員総会の目的事項について提案した場合において、当該提案に対し社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の社員総会決議があったものとみなす。

(議事録)

第25条 社員総会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事の中から2名を選出し、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員等

(役員の種類及び定数)

第26条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内
- (2) 監事 3名以上5名以内

(役員の選任)

第27条 理事および監事は、会員のうちから社員総会の決議によって選任する。その候補者の選出は別に定める。

2. 理事のうち、会長1名、副会長5名を理事会の決議によって理事の中から選任し、必要により常務理事1名を選任する。
3. 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、常務理事を業務執行理事とする。
4. 監事は、この法人の理事または使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務・権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人の会務を執行する。

2. 代表理事たる会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し会務を執行する。
3. 副会長は、代表理事たる会長を補佐する。
4. 常務理事は、代表理事たる会長の指揮を受け日常の業務を統轄処理する。
5. 理事の担当業務と職務は細則で定める。
6. 代表理事たる会長及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 30 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3. 補欠により選任された理事および監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

4. 理事または監事は、第 26 条に定める定数を欠く時は、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 31 条 理事および監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 32 条 役員の報酬は無報酬とする。ただし、常勤の理事については、社員総会において定める総額の範囲内で、理事会が別に定める報酬等の基準により支給することができる。

(顧問)

第 33 条 この法人に任意の機関として、若干名の顧問をおくことができる。

2. 顧問は、次の職務を行う。

(1) 代表理事たる会長の相談に応じること。

(2) 理事会からの諮問された事項について参考意見を述べること。

3. 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

(損害賠償責任の免除)

第 34 条 理事、監事は、その責任を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任はすべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

第 7 章 分科会

(分科会)

第 35 条 この法人は、事業を円滑に遂行するため、理事会の決議により分科会を置くことができる。

2. 分科会の委員は、それぞれの分科会の目的に賛同する会員その他学識経験者から構成する。

3. 分科会に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

第 8 章 理事会

(構成)

第 36 条 この法人に理事会をおく。

2. 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 37 条 理事会は次の職務を行なう。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事たる会長、副会長および常務理事の選任および解職

(4) 理事会が別に定める規則等の制定、変更および廃止

(5) 新規会員の入会の承認

(6) 社員総会の目的その他招集事項の決定

(7) その他法令およびこの定款で定める事項

(招集)

第 38 条 理事会は代表理事たる会長が招集する。

(議長)

第 39 条 理事会の議長は、代表理事たる会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第 40 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

2. 前項の規定にかかわらず、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 41 条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した代表理事たる会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 9 章 資産および会計

（事業年度）

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画および収支予算）

第 43 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事たる会長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告および決算）

第 44 条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事たる会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類においてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2. 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告

（剰余金）

第 45 条 この法人は、剰余金の分配を行なうことができない。

第 10 章 定款の変更および解散

（定款の変更）

第 46 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第 47 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属等）

第 48 条 この法人が清算時に有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国もしくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第 11 章 公告の方法

（公告の方法）

第 49 条 この法人の公告は、主たる事業所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 事務局

(事務局)

第 50 条 この法人の事務を処理するため、主たる事務所に事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長、職員を置くことができる。
3. 事務局長は、代表理事たる会長が任免する。
4. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 13 章 補 則

(理事会への委任)

第 51 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により定める。

(細則)

第 52 条 この定款施行についての細則は、理事会の決議を経て別に定める。

(法令の準拠)

第 53 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

附 則

(定款の施行)

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(権利義務の継承)

2. 従前の粉体粉末冶金協会に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。

(最初の理事)

3. この法人の最初の代表理事ならびに業務執行理事は下記のものとする。

代表理事	三浦秀士
業務執行理事	飯野吉保
	加藤英夫
	川崎 亮
	重松利彦
	吉村一良

4. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 42 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度末日とし、設立の登記の日を事業年度開始の日とする。
5. この定款の施行後最初の代議員は、第 11 条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員予定者として選出された者とする。